

○周南市農業委員会一時転用地に係る農地への復元に関する要綱

令和6年12月1日農委要綱第16号

周南市農業委員会一時転用地に係る農地への復元に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）における農地の一時転用（一時的な利用に供するための転用をいう。以下同じ。）について、目的完了時の一時転用地（一時転用をする農地をいう。以下同じ。）に係る農地への復元に関し一定の基準を明示することで、円滑で統一的な事務処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(原状回復誓約書の提出)

第2条 一時転用を行おうとする者（以下「一時転用事業者」という。）は、一時転用の目的終了後の農地復元の方法等を記し、原状回復する旨を約する原状回復誓約書（周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号）第6条第2項第8号に規定する原状回復誓約書をいう。以下同じ。）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の原状回復誓約書は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び同法第5条に係る許可申請書、届出書その他の一時転用を行うに際し委員会に提出する書類に添付するものとする。

(農地復元等の報告)

第3条 一時転用事業者は、一時転用の目的終了後には、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号。以下「許可要綱」という。）第7条又は周南市農業委員会農地転届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号。以下「届出要綱」という。）第5条の規定により事業完了報告書を委員会に提出し、農地への復元の状況及び土地所有者への引渡しの状況（農地法第5条に限る。）を報告するものとする。

(農地復元の現地確認)

第4条 一時転用地が農地に復元されているか否かの現地確認は、許可要綱第8条又は届出要綱第6条の規定により一時転用地の所在する地区を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「地区担当委員等」という。）が行い、その結果を委員会の事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(農地復元の基準)

第5条 前条の現地確認に当たっての一時転用地の農地への復元基準（以下「復元基準」という。）は、現に耕作が開始されている、あるいは、おおむね次に掲げる条件を満たし、いつでも耕作できる状態にあると確認できることとする。

- (1) 地固め（地面をならして固くすることをいう。）がされていないこと。
- (2) おおよそぶし大の石が見られないこと。
- (3) 一団の碎石等が敷かれていないこと。
- (4) 轍（わだち）がないこと。
- (5) 苗木を植えた場合、根付いていること。
- (6) 苗木を植えた場合、土地の広さに対して十分な本数が植えられていること。
- (7) その他、農地へ復元されていると判断できる状態にあること。

(是正指導)

第6条 委員会は、第4条の規定による地区担当委員等からの現地確認の結果報告において、農地への復元が認められないと判断された場合は、速やかに適切な指導をしなければならない。

2 一時転用事業者は、前項の指導を受けたときは、復元基準を満たすよう速やかに農地へ復元し、農地復元後の農地の状況報告書（別記様式）により委員会に報告しなければならない。

(事業完了報告の受理)

第7条 事務局は、前条第2項の報告を受け、現地において農地に復元されたこと確認し、事業完了報告の受理を処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

農地復元後の農地の状況報告書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

報告者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 資格  
住所  
氏名  
電話番号

先に、農地法（昭和27年法律第229号）第4条の規定により 転用許可になりました 一時転用  
第5条 転用の届出をしました

後の農地の復元について、農地復元後の耕作状況等を下記のとおり報告します。

記

許可年月日 又は 届出受理年月日	年 月 日
許可指令番号 又は 受理文書番号	指令周農委 条許可第 号 又は 周農委 条受理第 号
工事完了日	年 月 日
対象地	
耕作者	
耕作状況	
今後の計画	

添付書類

1 現地写真

2 1の写真を撮った位置がわかる図面

注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。

2 代理人は、法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

3 「第4条」又は「第5条」のいずれかを、「転用許可になりました」又は「転用の届出をしました」のいずれかをそれぞれ○で囲むこと。

4 耕作状況が不耕作の場合は、その理由及び今後の作付け予定等を記入し、作付けした時点で再度報告すること。